

安全報告書 2022



富士急静岡バス株式会社

2022 年 5 月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、社長以下全社員で安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

■安全方針

安全はすべてに優先

120%の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。

法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心なサービスを提供します。

富士急静岡バス株式会社
取締役社長 斎藤 俊之

以上、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び諸規則を遵守し、絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

前年度（2020 年度）の有責事故 7 件に対し、有責事故 5 件と事故は▲2 件減となりましたが、目標数値である「前年比 50%」は、達成できませんでした。

2022 年度も「安全方針の浸透」を継続し、あらゆる安全施策の取り組みを実施し目標達成を目指して参ります。

	2021 年度安全目標	実施結果度
重大事故	0 件	0 件
有責事故	前年比 50%	5 件（前年比 29%）
車内事故	0 件	0 件

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(1) 重傷者を生じたもの

2021 年度	2020 年度	増減
0 件	1 件	▲1 件

(2) 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなったもの

2021 年度	2020 年度	増減
0 件	0 件	0 件

(3) 自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの

2021 年度	2020 年度	増減
0 件	0 件	0 件

4. 富士急グループ安全重点施策、自動車事業独自の重点施策（2022 年度）

	2022 年度安全目標
重大事故	0 件
有責事故	前年比 50%
車内事故	0 件

(1) 安全重点施策

① 安全対策設備及び装備更新

- ・安全装備を有効的に活用するための乗務員教育を実施する。
- ・安全設備の導入を推進する。

② 危機管理体制、特に防災・減災に向けた取り組みの強化

- ・運輸防災マネジメントを策定し、実行していく。

- ・万一の事態に備えた訓練を実施する。（警察、消防、自治体との合同訓練）
- ・災害規定やマニュアルを整備する。
- ③ 管理者を含めた職員の安全や技術教育体制充実による資質向上
 - ・運行管理者を対象とした外部講師（NASVA 等）による研修を実施する。
 - ・教育訓練車等を活用した実技教育を実施する。
- ④ 職員の健康管理、労務管理の徹底
 - ・定期健康診断の要再検査者、脳疾患・心疾患の要検査対象者の把握を徹底する。
 - ・各種健康スクリーニング検査の実施。（SAS、薬物検査、脳ドック）
 - ・労務管理の徹底による過労運転防止。（年次有給休暇の取得推進）
- ⑤ 外国人観光客の安全対策、異常時対応の充実
 - ・外国語による案内・表示の一層の充実（ピクトグラム化）を図る。
 - ・外国人向けの緊急時対応マニュアルを整備する。
 - ・案内標記、放送の再点検や整備。
- ⑥ 安心・安全のための基本運転、動作の励行
 - ・街頭監査、添乗監査、ドラレコ監査の実施及び指導を強化する。
 - ・ドライブレコーダーを活用した指導、教育を実施する。
- ⑦ 情報伝達やコミュニケーション確保により、請負先、委託先と一体になった事故防止
 - ・保険会社と事故分析、事故削減のための連絡会を定期的の実施する。
 - ・富士急行事業部安全・CS 担当が各種集合教育に参加し乗務員への直接指導を行う。
- ⑧ 安全で快適な施設・整備の推進
 - ・事業所や車両美化推進のための定期的な巡回指導を実施する。
- ⑨ デジタル化、IT 化による安全性向上へ挑戦
 - ・最新安全設備への継続的投資と安全設備の研究・開発を推進
 - ・e ラーニング教育（2022 年度よりグッドラーニング）を充実させる。
- ⑩ 内部監査体制の強化
 - ・富士急行安全統括室内部監査員と当社内部監査員が、運輸安全マネジメントの実施状況を確認するために、輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 - ・国土交通省認定セミナーを積極的に受講する。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染防止対策の積極的且つ継続的な取り組みの推進
 - ・職場クラスターを発生させないための定期的な消毒・巡回指導を実施する。
 - ・感染症防止対策の積極的な PR を行う。
- (2) 自動車事業独自の重点施策
 - ① 事故を未然に防ぐためドライブレコーダーで個人の癖を把握、個別に指導する。
 - ② 後退運転時の事故削減するため基本動作の励行を再徹底する。

5. 輸送の安全に関する計画および輸送の安全のために講じている措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識をグループ全体で統一化しています。

(1) 会議

「安全会議及び運行管理者会議」

毎月1回、安全統括管理者が主催し、各営業所の安全に係る課題の抽出、その他対応の策定と進捗に関する話し合いを行います。

「富士急グループ安全会議」

年に1回、富士急行本社の安全統括管理者が主催し、富士急グループ各社の経営トップの出席により、安全への取り組みについて報告や検討を行います。

「統括運行管理者会議」

毎月1回、富士急行安全統括室が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者や運行課長などの出席により、安全運行に係る情報の共有、事故やヒヤリハット情報の分析や対応などを行います。

「安全衛生委員会」

毎月1回、管理部長が主催し、産業医、安全管理者、衛生管理者、衛生推進者、営業所長の出席により職場の安全衛生について話し合いを行います。

「マネジメントレビュー合同会議」

毎年11月、富士急行本社社長、富士急グループ各社経営トップの出席により、運輸安全管理マネジメントに関するマネジメントレビューの上期の進捗の確認、及び進捗状況を踏まえた、下期の取り組み等について検討します。

「安全目標・安全重点施策決定会議」

毎年3月、富士急行本社で行われる標記会議において、次年度に向けての安全管理規定の変更やグループ共通の安全方針の見直しを行っております。

この決定内容に基づき、弊社内にて行われる安全推進会議において、安全施策をはじめ各施策を制定しております。

(2) 設備投資

- ・健康スクリーニング検査（SAS、規制薬物、脳ドック）を入社時と3年に一度実施。
- ・防抗ウイルス触媒施工、運転席仕切板、車内換気対策、各所衛生管理（新型コロナ対策）
- ・乗務員教育（整備教育、冬季チェーン脱着、高速走行 等）
- ・車両修繕費用（オーバーホール等）

(3) 交通安全運動等

実施時期	内容
4月1日～6月30日	安全運転コンクール
4月上旬	春の全国交通安全運動
7月上旬～中旬	夏の全国交通安全県民運動
7月下旬～8月下旬	夏季輸送、安全・サービス向上運動
9月下旬	秋の全国交通安全運動
12月下旬	年末年始輸送安全総点検

6. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

- (1) 運転士に対し旅客自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針、年間教育計画に基づき教育を実施します。（全運転士が毎月 e-learning を実施）新採用乗務員については、指導員が付き添い、乗務時間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行(株)本社において実施する合同の新採用乗務員運転士教育に参加しております。上記以外の教育は下記のとおりです。
- (2) 事故防止のためのグループワーク
- (3) 事故惹起者特別教育（事故発生の翌月実施）
- (4) 安全運転中央研修所への派遣（年1回）
- (5) 運行管理者一般講習または基礎講習の受講（2年毎）
- (6) 整備管理者選任後研修を受講（2年毎）
- (7) 救急救命講習（年1回以上）
- (8) 特定重大事件（無差別殺傷事件、バスジャック等）対応訓練（年1回以上）
- (9) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフを活用した教育
- (10) 自然災害を想定した教育
- (11) 非常用給油機の使用方法
- (12) バスターミナルでの街頭指導及び添乗指導
- (13) 有責事故は事例毎に事故分析を行い、発生原因を究明して再発防止策を講じます。
また、富士急本社において事故惹起者を対象とした教育に参加します。
- (14) 社長、役員又は幹部職員は定期的に運転士と直接対話を行う面談を実施します。
- (15) 社長、役員及び幹部職員による早朝点呼を毎月（1日）実施します。
- (16) 本社職員及び運行管理部門などに運輸安全マネジメントに関する教育を実施します。
- (17) 月に1回、事故防止及び法令順守に関する情報を共有するための運行管理者会議を実施します。
- (18) 自動車事故対策機構（NASVA）による運輸安全マネジメント評価を活用し、第三者の目から見た評価を受けます。

7. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2021 年 10 月 27 日に保安監査及び内部監査を実施、安全管理体制や安全への取り組みについて適合性及び有効性に関し、適合であることが確認されました。

■監査人

富士急行安全統括室内部監査員、静岡バス内部監査

8. 安全管理規定

「安全管理規定」は別紙の通り、2018 年 5 月 30 日に中部運輸局静岡運輸支局へ届出を済ませております。

9. 安全統括管理者

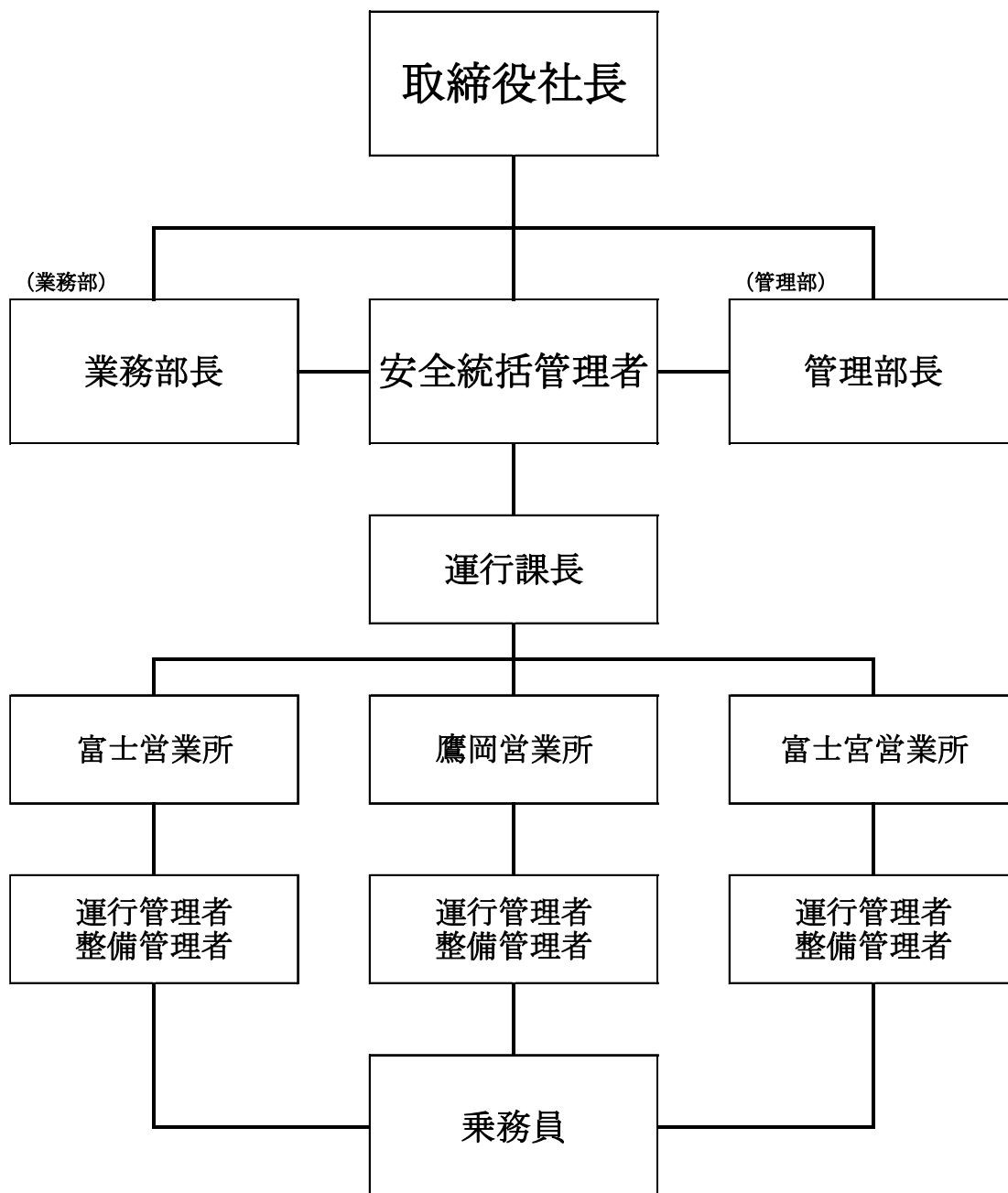
安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており 2018 年 9 月 11 日に中部運輸局静岡運輸支局へ届出を済ませております。

2022 年 5 月 1 日現在の安全統括管理者は 業務部長 米山 淳 です。

10. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

富士急静岡バス株式会社

指揮命令系統図



以上

富士急静岡バス株式会社 安全管理規定

2010（平成 22）年 4 月 1 日制定
2012（平成 24）年 9 月 15 日改正
2013（平成 25）年 3 月 16 日改正
2013（平成 25）年 4 月 1 日改正
2015（平成 27）年 5 月 15 日改正
2017（平成 29）年 5 月 1 日改正
2018（平成 30）年 6 月 1 日改正

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運用方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

（目的）

第一条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保をするための事業の運営方針

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行。チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を

遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 社長、役員及び社員（以下「社員等」という）の安全方針は、次に掲げるとおりとする。

一 安全はすべてに優先

120%の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。

二 法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

三 常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

四 自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

五 顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心なサービスを提供します。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の安全方針に基づき、次に掲げる事項を重点的に実施する。

一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に

定められた事項を遵守する。

二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条 前条に掲げる重点施策に基づき、年次目標を策定する。

年次目標は別途定める。

（輸送の安全に関する計画）

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 5 社長及び役員は、マネジメントレビューを実施する。

(社内組織)

第八条 安全の確保に関する体制は、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

- 一 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - 二 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、運行に関する事項を統括する。
 - 三 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、運転士の資質保持に関する事項を管理する。
 - 四 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の管理に関する業務を統括する。
- 2 統括運行管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し安全統括管理者を補佐する。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、当該営業所員を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、火災等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統図 別添

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）

第47条の5に規定する要件を満たす者であり、安全に関して十分な知識及び経験を有する者として業務部長を当てる。

- 2 業務部長が次の各号のいずれかに該当になったときは、安全統括管理者を解任する。
 - 一 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
 - 二 国土交通省大臣の解任命令が出されたとき。

三 身体の故障その他のやむを得ない事由により業務を引続き行うことが困難になったとき。

四 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者としてその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 社長は、安全管理体制の適切な運営、事業者内部への安全優先意識の徹底を実行する観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責務・権限を具体的に与える。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長及び担当役員に報告すること。
- 六 社長及び役員に対し、輸送の安全の確保についての、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(統括運行管理者の責務)

第十一条 統括運行管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者を補佐する。

(営業所長の責務)

第十二条 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

(管理部長の責務)

第十三条 管理部長は要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

第十四条 管理部長は、予算計画、その他必要な計画の検討に当り、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十五条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報[ヒヤリハット等]の共有及び伝達)

第十六条 安全統括管理者と営業所の間、運行管理者と運転者との間等における双方の意思疎通を十分に行い、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十七条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、社長及び役員又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制 十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十八条 安全統括管理者は第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修について適宜実施しなければならない。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十九条 安全統括管理者は、実施責任者を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害が繰り返し発生した場合その他に必要と認められた場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び担当役員に報告するとともに、

輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第二十条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第二十一条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

- 2 運送規則第47条の7に基づき、輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第二十二条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 3 第二項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存期間は5年間とする。

重大事故発生時及び緊急時の報告連絡体制

